

令和4年7月31日

利用者各位

山形市市民活動支援センター

山形市市民活動支援センターの施設利用について（お知らせ）

山形市公民館の使用基準の変更に伴い、以下のように当センターの利用方法を変更いたしました。
なお、ワクチン接種済みの方であっても、マスクの正しい着用（不織布マスク推奨）やアルコール消毒液による手指の消毒等、基本的な感染症対策の継続をお願いします。

記

利用者名簿の提出について

新型コロナウイルス感染症の発生に備え、当センターの会議室・ミーティングコーナー・印刷コーナー利用時に名簿の提出をお願いしておりましたが、提出は原則不要といたします。

ただし、利用者側で参加者の名簿作成・把握を行うこととし、利用日から2週間保存していただきますようお願いいたします。

・万が一、利用者の方が新型コロナウイルス感染症に罹患した際には、保健所等の関係機関より濃厚接触者等の確認が行われる場合がございます。関係機関から情報提供の依頼がありましたら、名簿の提出にご協力ください。

・講演会などで不特定の方が集まる場合も、利用者（主催者）が参加者の名簿作成・把握を行ってください。

その他

- ・市民活動情報コーナー「ふらっと」利用時、または、窓口での相談の際には「入館カード」の記入をお願いいたします。
- ・水分補給や休憩中の飲食の際は、「相席を避ける・対面にならない・マスクを着用していない時は会話を控える・会話する場合はマスクを着用する」等の感染防止対策を徹底してください。
- ・毎利用後、職員がアルコール消毒液による清拭を行ってから次の利用者を案内しています。
- ・換気のため、使用している会議室の空調は常時起動をお願いしています。
- ・咳や発熱など感冒の症状のある方の利用はお控えください。
- ・今後の感染状況により、更なる利用制限や臨時休館になる可能性があります。その場合は、既に許可証が交付済であっても利用制限や利用中止となりますので、あらかじめ御了承ください。

※なお、個人情報については新型コロナウイルス感染拡大防止以外の目的で使用しません。

[お問い合わせ先]

山形市市民活動支援センター 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル22階

電話:023-647-2260